

あさくちブランド「浅口の幸」 認定品募集！

あさくちブランド「浅口の幸」令和4年度の募集を以下の通りご案内いたします。積極的な応募をお待ちしております。なお、詳しい募集案内・申請書類は、浅口商工会公式HP (<http://asakuchisci.jp/>)にアップしておりますので、ご確認ください。

応募資格

- (1)浅口市及び里庄町に住所を有する商工会会員である企業、団体、及び個人が、浅口地域内で自社製造した商品等
- (2)(1)の商品等については、以下の要件を満たすこと
 - ① 特許権、意匠権、工業所有権等、他の権利を侵害していない商品
 - ② 既存商品の模倣品でない商品
 - ③ 他に以下3つの要件のいずれかに該当する商品
 - ・浅口市及び里庄町の自然や文化、伝統技術を受け継いでいる商品
 - ・独創性や挑戦性、地域活性化に繋がる物語が感じられる商品
 - ・浅口市及び里庄町で製造され、地産の材料を取り入れている商品



【審査要件】

- ① 浅口市・里庄町に活動拠点をもち、自社製造している事業所
- ② 関係法令や業界基準、表示義務を遵守している事業所
- ③ 積極的に宣伝・販売促進活動に取り組むことができる事業所
- ④ 特許権、意匠権、工業所有権等、他の権利を侵害していない商品
- ⑤ 既存商品の模倣品でない商品
- ⑥ 創意、工夫をもとに製造加工された商品
- ⑦ 内容量、販売価格が妥当な消費者ニーズに沿った商品
- ⑧ 単なる流通上の代理店・取扱店の申請物ではない商品
- ⑨ 浅口市・里庄町に因む名称、意匠については、素材、手法、アイデア等で独自性がある商品
- ⑩ 素材本来の特性が十分に活かされている商品
- ⑪ 環境面、健康面で安心・安全をうたえる商品
- ⑫ 商品のセールスポイントが明確で、今までにない提案性がある商品



認定品募集締め切り日及び審査日（予定）

令和4年度の認定は、以下のスケジュールとなりますが、募集は通年行っています。

募集締め切り日	審査日(委員会)
令和4年9月30日(金)	令和4年12月下旬予定

応募方法

浅口商工会HPに掲載する申請書に必要事項を漏れなく記入の上、浅口商工会まで送付してください。

※認定申請する商品のサンプル品を1申請品あたり3個提出(各審査会の1週間前まで)の上、審査会当日にプレゼンテーションをしていただきます。

問い合わせ

浅口商工会本部(鴨方) 浅口地区支援センター TEL0865-44-3211
または里庄地区支援センター(里庄支所) TEL0865-64-2058 まで